

令和8年度第1回予防業務の実施体制に関する検討部会 議事要旨

1 開催日時

令和8年8月6日（木）10時00分から12時00分まで

2 場所

中央合同庁舎第2号館 地下1階 共用会議室（WEB 会議併用）

3 出席者

(1) 委員

水野座長、木作委員、中川委員、森山委員、相澤委員（中川氏代理出席）
神原委員、北野委員、長谷川委員、松岡委員、山田委員、山橋委員、

(2) オブザーバー

全国消防長会 事業部
一般財団法人 日本消防設備安全センター

(3) 事務局

消防庁 宮本予防課長、関違反処理対策官、渡邊係長、延安事務官、
渋谷事務官、中西事務官

4 配布資料

資料1	令和8年度の検討項目について
資料2	予防業務に関する消防庁の支援事業の改善・拡充等について
資料3	立入検査・違反是正の実効性の向上について
参考資料1	予防業務の実施体制に関する検討部会 開催要綱
参考資料2	予防業務の実施体制に関する検討部会委員名簿
参考資料3	高度・専門的業務における広域連携に関する検討について （中間取りまとめ）【概要】

5 議事

- (1) 令和8年度の検討項目について
- (2) 予防業務に関する消防庁の支援事業の改善・拡充等について
- (3) 立入検査・違反是正の実効性の向上について

6 主な意見交換（○：委員、●：事務局）

- (1) 令和8年度の検討項目について
- (2) 予防業務に関する消防庁の支援事業の改善・拡充等について 【一括議題】

○ 長期派遣については、派遣職員が年間を通じて同一業務に従事できるため受入側の戦力となるほか、派遣職員自身も違反処理や命令に係る業務を実践的に学ぶことができることから、受入側・派遣側双方にメリットのある有効な取組と考えている。

○ 長期派遣は受入側の戦力となるメリットがあるが、受入に当たっては、派

遣職員に何を学んでもらうか、どのような業務に従事してもらうかを整理する必要があると考えている。

- 長期派遣については、地方自治法上の制度では「職員派遣」に近い仕組と考えており、既に実施している消防本部の状況や効果を把握しながら検討していきたい。
- 長期派遣を以前から実施しており、現在は最長1年間としているが、受入側としては2年程度の派遣も有効と考えている。一方で、派遣元消防本部にとっては人員確保が課題になると認識している。
- 大規模消防本部から小規模消防本部への派遣の事例についても把握したいと考えている。また、長期派遣を受け入れている消防本部に受け入れの効果等のヒアリング調査等を検討したい。
- 当本部では、過去に他の消防本部へ1年間職員を派遣し、違反公表制度の立ち上げや重大違反是正に関する支援を行った実績がある。
- 長期派遣により個人の能力向上は期待できるが、派遣で得た知識やノウハウを所属消防本部へ還元し、組織全体のレベルアップにつなげる仕組も必要と考えている。
- 派遣の目的や理由は具体的にあるのか。
- 当本部では、違反処理や警防業務など派遣元消防本部の要望に応じて担当部署を決定し、必要な知識や技術を習得できるよう受け入れている。
- 当本部では、査察業務や違反処理など消防本部の体制や業務手法を学びたいという要望に応じて受け入れている。長期派遣は受けておらず、1週間程度で受け入れている。
- 相互派遣はどうであろうか。相互派遣の場合の給料はどうするか。
- 当本部の受け入れでは、給料は派遣元消防本部持ちで、出張旅費は当本部持ちである。
- 実情を聞いていると、小規模消防本部から大規模消防本部に派遣する場合、実務研修事業型と、受け入れ消防本部の一員として働き、その中から基本的には実務から学ぶ2種類の類型に分けることができるようである。さらに、大規模消防本部から小規模消防本部に派遣する場合は、派遣先の特色や文化もある

と思うので、それをどのように整理すればうまくアドバイスができるのか、経験ある消防本部に求めることができれば、どのような類型がよいか選ぶ指標になるかもしれない。

- 長期派遣での相互派遣をどう考えるか。また、適切な派遣期間はどの程度と考えるか。
- 相互派遣については、小規模消防本部の人員負担軽減につながるほか、大規模消防本部にとっても他消防本部の実情を知ることができるなどのメリットがあると考えている。また、受入側としては派遣期間が1年程度あることで実務の習得や戦力化が図りやすいと考えている。
- 当本部では、職員派遣の申込みをホームページ上で受け付けており、派遣希望内容に応じて受入れの調整を行っている。
- 当本部では、派遣希望消防本部から直接連絡を受け、希望内容や期間を調整しながら受入れを行っている。
- 当本部では、1年の研修受け入れを毎年実施しており、1週間から10日ほどの短期の研修もタイミングが合えば実施している。短期研修はカリキュラム作成や講師対応等の負担が大きい一方、長期派遣は実務を通じた育成となるため受入れ負担は比較的小さいと考えている。
- 命令など特定の業務を学ぶ場合は3か月や半年程度でも対応可能である一方、実務全般を学ぶ場合は1年程度必要であり、派遣期間は目的に応じて設定すべきと考えている。また、目的が明確であれば人選もしやすい。
- 長期派遣の有効性は理解しているが、消防本部によっては1年から2年の職員派遣は困難な場合もあるため、長期派遣を前提とした上で、各消防本部の実情に応じて柔軟に期間を設定できる制度が望ましいと考えている。
- 短期研修は受講者対応や事前準備に多くの人員を要するため受入側の負担が大きい一方、長期派遣には実務を通じて人材育成できるメリットがあると考えている。また、大規模消防本部から小規模消防本部への派遣については、費用負担や制度上の整理が必要と考えている。
- 長期派遣については、受入れが可能な消防本部が手挙げ方式で実施することで、各消防本部の実情に応じた運用が可能になると考えている。

- 相互派遣については、小規模消防本部から大規模消防本部への派遣では知識や技術の習得が期待でき、大規模消防本部から小規模消防本部への派遣では制度構築や業務改善への支援を通じた経験の習得が期待できると考えている。
- マッチングについては、地域的なつながりを活用することで、消防本部間の連携強化にもつながると考えている。
- 当本部では、遠方からの長期派遣も受け入れている。遠方からの派遣職員については当本部の寮等を活用している。
- マッチングは、消防庁が相談の窓口として、受け手を探すイメージか。
- マッチングについては、消防庁が仲介する方法を想定しているが、実績のある消防本部から助言を受けられる仕組みについても検討し、幅広い可能性を考えていきたい。
- 現行のアドバイザー制度と実務研修制度は、地方自治法上問題なく、制度として創設したものであるのか。また、創設時は短期をイメージしたものであったのか。
- そのとおり。再度、各制度について説明させていただく。現行のアドバイザー制度は、立入検査や違反処理の経験者が相談に応じる仕組みであり、実務研修事業は一定期間受け入れて知識や技術を習得してもらう仕組みとして運用している。
- 長期派遣については、現行のアドバイザー制度や実務研修事業とは異なる枠組みとして整理する必要があると考えている。また、短期研修については、消防庁が共通教材や映像教材を整備することで受入側の負担軽減につながると考えている。

(3) 立入検査・違反是正の実効性の向上について

- 「消防法令違反＝リスクが高い」とは必ずしも言えないのではないかという点について、直通階段が1つの防火対象物や自力避難困難者が利用する防火対象物で違反があればリスクは高いと言えるが、そうでない場合は直ちにリスクが高いとは言えないため、違反の有無とリスクの高低を切り分けて整理する必要があるのではないか。また、防火管理者未選任・消防用設備等点検未報告等

に対しては、立入検査よりも過料の積極的な活用や命令など、金銭的なペナルティを課す方が実効的ではないか。是正期間については、違反を類型化及び点数制して、是正期間を決めるようマニュアルを作れば、業務の効率化が図れると思う。ただし、違反をどれだけ類型化できるかが難しいと考える。さらに、リスクベースドアプローチを進めるにあたっては、防火管理者に「あなたが管理する建物は直通階段が一つの雑居ビルであるため、重点的な立入検査を行う対象に入っている。」など通知をするなどして知らせることや違反の公表も効果的と考える。

- 違反の種類によって危険性は異なるため、消防職員がリスクの高低を判断できるよう、マニュアルへの反映や消防大学校の研修等を通じて周知を図っていくことが必要と考えている。特に危険な「重大違反」としては、自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備の未設置が該当し、これらは優先的に対応している。消防用設備等点検の未報告については、その事実を郵便等でお知らせする手法もある。防火管理者未選任については、立入検査で未選任の事実を書面として示し、それを積み重ねた上で命令へと移行していく流れが基本となる。

違反の点数制については、現行、色々な消防本部で取り入れている公表制度に近いと思う。通常、公表制度は、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備未設置で公表する消防本部が多いが、他に三年以内に二つ違反を繰り返すと公表する消防本部もある。防火管理者に自分の建物の危険性を知ってもらう必要があると考える。

- 人口減少により20年後には当本部の消防職員が現在の半数以下となる見込みであり、予防人員はさらに削減される可能性がある。一方で管内の防火対象物は増加する見込みであり、全棟への立入検査は現実的でない。このためリスクベースによる防火対象物の選定はやむを得ないと考えており、消防用設備等点検・防火対象物点検の結果が報告されている防火対象物は立入検査を省略し、未報告の防火対象物を重点的に指導する方向で検討している。
- 当本部では、過去に5年ですべての防火対象物を一巡しようとしていたが、

それでは違反是正まで手が回らなかった。平成26年から対象の防火対象物について、自動火災報知設備を設置しているもの、防火管理者の選任義務があり選任済みのもの、高層建築物を除いた共同住宅を除いた約4分の1に絞り込み、5年で一巡する取組を実施している。そのため、統計上立入検査実施数が低くなるため、立入検査対象件数を分母にさせていただく検討もお願いしたい。用途ごとの傾向として、社会福祉施設は関係者への浸透が進み違反が少ない一方、飲食店は入れ替わりが多く違反が多い傾向があるため、用途ごとの実態も考慮をお願いしたい。また、消防機関が指摘しなければ守られない現状は一般の方の防火意識の低さにも起因しており、国レベルでの広報を要望する。

- 現状、法令違反のある防火対象物に優先的に立入検査しているが、「違反あり＝リスク低」と「違反なし・構造上リスク高」の等価評価が難しく、まさに当本部でも検討中の課題である。当本部の査察の規定の見直しと時期が重なる可能性があるため、マニュアル改定のスケジュール感について確認したい。
- 親会が3月頃に予定されているため、期間的に改正可能な範囲であれば年度内の改正を目指したいが、改正量によって時期が変わる可能性があるため、現時点では回答できない。
- 重大違反も多数存在する中で、直通階段が1つの防火対象物や自力避難困難者の増加、消防職員の減少という現状を踏まえると、法令違反であれば抽象的にリスクが高いとみなす従来型の考え方を見直す議論が必要ではないか。また、違反是正の実効性確保の手段として、立入検査・指導・命令というパターン以外の方法も検討すべきであり、例えば消防法を改正して非訟事件手続を活用し裁判所に申し立てる仕組みを導入すれば、行政側の人手をかけずに実効性を確保できる可能性がある。立入検査に頼らない別の方法で実効性を担保しつつ、立入検査の対象を絞込む方向での検討をこの場で進めてはどうか。
- 昨年度検討した「無人となる施設」についても、重点的に立入検査すべき防火対象物として検討すべきではないか。また、「自力避難困難者が利用する防火対象物」の記載については、障害者雇用の進展により様々な施設に障害のある方がいる実態を踏まえると、社会福祉施設に限定することには疑問があり、

より広い範囲を対象とした記載に見直す必要があるのではないか。

- 改正する際に見直したい。
- 現状、消防法の中で過料はほとんどなく、届出1本にしても告発しないといけない状況であるため、過料は非常に有効な手段だと思う。
- 立入検査以外の効果的・効率的な実態把握の方法については、統計上立入検査の実施件数には計上できないということによろしいか。
- 立入検査以外の方法は現状では実施件数に計上できないが、最終的には立入検査とそれ以外の方法を組み合わせて管内の全防火対象物を数年かけて網羅できる形が理想と考えている。
- 当本部も人手不足のため、関係者に電話して、チェック票を用い、違反があれば通知を渡す取組を試行している。それは消防法第4条に基づく立入検査ではないので、立入検査の件数には統計上載せていないが、当本部の統計では立入検査ではなく、アプローチした件数として計上している。何かしらのアプローチをしたものも統計上で見えるようにする工夫をしていただけるとありがたい。
- 各消防本部にアンケートを行う際に、重大違反としてどの項目を入れているかを調査いただきたい。
- 全国消防長会の支部による情報交換では、立入検査に代わる簡略的手法を実施している本部はほとんどなく、コロナ禍での一時的な実施はあったものの現在は実施していないとのことであった。簡略的手法が明確化されれば、リスクの高い防火対象物への重点的な立入検査を進めやすくなるため、マニュアルへの明記を強く要望する。
- 以前、会議で、どこかの消防本部が長くても8年くらいに1回は立入検査に行く目標を立てていると聞いたことが記憶に残っている。「立入検査をしなくてもいい」、「絶対やったほうがいい」、「今はグレーのところもある」というところをどうするかという話だと思うが、その整理を進めながら、特に立入検査に代わる方法みたいなところも整理していただければと思った。
- 資料3の3ページ「消防団、自主防災組織、防火クラブ等からの地域情報の提供」とあるが、「防火クラブ」とは何か。市民通報のイメージか。

- 例えば消防団員を通じてテナントの入れ替え等の情報を把握し、消防が建物情報として活用することを考えていた。分かりやすい表現に修正するよう検討したい。
- 当本部では、民間の地図情報会社から建物のテナント情報の提供を受け、毎年のテナント入替状況を把握した上で、防火管理者の届出が未提出の場合に催告書を送付する取組を実施している。こうした取組も立入検査以外の実態把握方法の一つとして参考になるのではないかと考えている。
- 是正期間の目安を示すことは効果的であり、相手方の都合ではなく実際の工事期間等の客観的なデータに基づいて設定すべきである。自動火災報知設備は3ヶ月未満、スプリンクラーは6ヶ月未満を目安としており、こうした目安が明確に示されれば違反是正や命令・告発への移行が進めやすくなる。
- また、資料中の「潜在的な危険性」という表現について、具体的にどのような違反を想定しているのか確認したい。
- 違反の軽重や是正にかかる期間は様々であるため、違反ごとに潜在的な危険度を考慮した上で、何ヶ月以内・1年以内といった是正期間の目安を示したいと考えている。
- 今後の検討課題として、消防同意や検査、危険物の許認可、火災原因調査についても来年度以降に検討してほしい。また、違反是正期間の目安を示すことはありがたいが、防火管理者未選任については、履行期限は2週間から1か月程度を目安としつつ、「講習の申込みが満員で受講できない」「2日間連続で休めない」といった声が多く、是正が難しい違反の一つである。現行の甲種防火管理者講習は2日間だが、1日に短縮することで是正が進みやすくなる可能性があるため、講習のあり方についても検討してほしい。

以 上